車両運行管理業務委託仕様書

1　目　的

神奈川県立こども医療センターの車両運行業務は、単なる患者搬送ではなく、総合周産期母子医療センターとして、新生児救急搬送が主たる業務である。そのため患者搬送も医療用機器を装備し、医師が同乗して診療を行う動く新生児集中治療室の機能を目的としており、業務に際しては、高度な緊急運行中の安全運転及び車両機器の点検業務を求めるものである。

2　委託期間

令和７年７月１日から令和８年３月 31 日まで

3　対象車両

(1) 救急車　　年式:令和４年式
(2) ライトバン　年式:平成２６年式
(3) 大型バス　　年式:平成１９年式

4　委託業務内容

(1) 契約車両の管理（日常点検、清掃、給油を含む）
(2) 契約車両の運転
(3) 車載医療ガス、水の残量点検
(4) 車載医療器具の動作確認
(5) 車載医療備品残量の確認補充
(6) 交通事故等の処理に関すること
(7) ストレッチャー、保育器の取り扱いに関すること
(8) 運行前後の各種報告に関すること
(9) 各種運行記録の作成（対象車両の計３台分）
(10) 前各号に付随する業務
(11) その他発注者の要請による補助業務

※　救急車の車内点検及び運行等については、別紙１「救急車始業点検と同時に行う車内点検について」及び別紙２「救急車出動要請を受けた際の手順について」のとおり

5　車両管理者等

(1)受注者は、この業務の実施にあたり、車両管理責任者、車両管理者及び整備管理者を定め、その氏名、経歴、資格等を様式１及び２により発注者に

通知すること。また、これを変更したときも同様とする。

車両管理責任者：業務の実施に関し、発注者の指示又は連絡を受ける任にあたるとともに、車両管理者に対して業務の指示及び指揮監督を行うものとする。

整備管理者：車両の整備に関し、高度な知識を有する者で車両点検業務を統括するものとする。

車両管理者：業務の実施に関し、救急車の運転及び契約車両の日常点検等を行うものとする。

(2)車両管理責任者及び整備管理者は、車両管理者の中から1名選任するものとする。

(3)受注者は従事者に年1回以上の健康診断（胸部エックス線撮影含む）及び業務上必要な検診を受けさせ、受診させた従事者の氏名及び受診日を報告すること。その結果、従事者に健康上の問題があることが判明した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、その旨発注者に報告すること。

(4)受注者は従事者に、当センターの定める職員感染症対策に準じる検査を行い、その結果を報告すること（麻疹・風疹・おたふく・水痘・結核等）。

(5)受注者は、車両管理者を、発注者が実施する院内感染対策セミナー、医療安全研修及び安全フォーラムに出席させるよう努めなければならない。

6　車両運行の実施基準

(1)契約期間中、常時24時間出動体勢をとり、業務の遂行に必要な人員を当センター施設内に待機させること。

(2)運行の優先順位は救急車を第一とし、バンの運行予定は随時変更すること。

(3)バンの運行中であっても救急車の運行を優先させるため、車両管理者は携帯電話等の通信機器により常に受令が可能な状況に保つこと。

(4)発注者の要請に応じて患者搬送を行うこと。

(5)受注者は、発注者からの書面（運行依頼票）による運行依頼を受け、運行業務を行うものとする。運行依頼については、原則前日の夕方までに発注者から受注者に行うものとする。ただし、緊急等やむを得ない場合には、両者協議の上運行業務を実施するものとする。

(6)大型バスの運行に関しては、発注者が受注者に提示する年間行事予定表に基づき、運行するものとする。

(7)発注者から提示された運行計画が安全運転の確保、人員体制等から不適切なものとなっている場合には、受注者はその旨を発注者に申し入れること

ができる。

(8)大規模災害発生時には、こども医療センター消防計画に基づき、災害救護活動等へ協力する。

(9)出勤時及び退勤時にアルコールチェッカーによるアルコール検知を実施すること。アルコール検知にあたっては、車両管理責任者又は、他の車両管理者が確認し、指示を行うこと。検知結果及び指示事項は、記録し、発注者の確認を受けること。また、日々の健康チェックを行い感染症の予防に努めること。

7　車両管理者の資格要件

(1)普通自動車の免許（大型バスを運転する場合にあっては大型自動車免許）を有し、大型又は普通緊急自動車の運行業務を遂行するにあたり十分な経験があること。

(2)車両管理者のうち最低半数以上は市町村の消防本部等で行っている「患者等搬送乗務員基礎講習」又は当該講習に相当する講習を受講し、「患者搬送乗務員適任証」等、受講修了の証の交付を受けていること。

(3)車両管理者のうち最低半数以上は消防庁の「普通救命講習」、「上級救命講習」に相当する講習を受講、修了していること。

(4)上記「患者搬送乗務員適任証」等の交付を受けていない者及び「普通救命講習」、「上級救命講習」に相当する講習を受講していない者は、速やかに直近の「患者等搬送乗務員基礎講習」、「普通救命講習」及び「上級救命講習」に相当する講習を受講し、その修了の写しを発注者に提出すること。

(5)車両管理者のうち最低２名は救急運行経験が３ヶ月以上あること。

(6)車両管理者のうち最低１名は新生児救急搬送経験が３ヶ月以上あること。

(7)大型バスを運転する者は大型バス運行経験が１年以上あること。

(8)上記(5)(6)(7)については証明書を発注者に提出すること。

(9)車両管理者の全員が神奈川県内の地理を熟知していること。

8　車両管理責任者の資格要件

車両管理責任者にあっては上記７(1)、(2) の資格または経歴を有する者とする。

9　車両の保管場所

車両の保管場所及び保管方法は、発注者の指定又は指示によらなければならない。

10 業務の適正履行

業務の実施にあたっては誠実に、また安定的にこれを履行し、関係法令を遵守するとともに、的確かつ安全を旨とし、その管理する車両を善良な管理者の注意をもって管理すること。

11 費用の負担

(1)契約業務遂行に要する燃料費は、発注者が実費を負担し、契約業務遂行に係る従事者の装備品等については、受注者が負担するものとする。

次のアからオの各事項を実施するときは、あらかじめ発注者と協議するものとし、これに要する費用は受注者が負担し、その費用を発注者に請求するものとする。また、次のアからオに限らず老朽化等により契約業務遂行に支障をきたすおそれがある部品・備品・通信機器等がある場合には発注者へ報告すること。

ア 車検並びに法定定期点検整備

イ タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、シートカバー等部品・備品の交換、修理調整

ウ 前各号以外で受注者の責任によらない修理

エ 車両管理者が契約業務遂行に要する発注者が指定する通信機器等の購入、保守、利用

オ 契約業務遂行に要する有料道路代

(2)契約業務遂行のために受注者が使用することとなった発注者の管理施設の使用料、発注者の管理施設において受注者が消費した光熱水費は発注者の負担とする。

12 自動車保険の加入

(1)受注者は、その管理する各車両について自動車保険契約を締結しなければならない。その担保種目及び保険金額は事前に発注者と協議するものとし、これに要する保険料は受注者が負担し、その費用を発注者に請求するものとする。

(2)受注者は、当該車両に付した保険契約の全てについて、その内容を契約書の写しの提出をもって発注者に通知しなければならない。

13 事故等の報告及び処理

(1) 受注者は、業務の実施に伴う事故等が生じた場合は、負傷者の救護及び道路上における危険防止等必要な措置を講じた後、緊急時の関係所管機関に通報するとともに直ちに発注者に報告し、善後処置について発注者と協議する

ものとする。

(2) 業務の実施に伴う事故等の処理手続きは、この契約業務に基づき受注者がこれを行うものとし、その処理方法については、事前に発注者と協議するものとする。

14　事故等の賠償

(1)受注者は、自らが当該車両を運行業務中であったか否かにかかわらず、運行にともない発生した全ての損害を、前項 12 の自動車保険の加入に基づく自動車保険等により賠償しなければならない。

(2)受注者は、当該車両に付与されている保険が担保しているか否かにかかわらず前項の規定に定める責任を負うものとする。

15　報告書、予定表、ローテーション表等

(1)運転日報その他業務に必要な報告書を提出すること。

救急車稼働日誌	毎日８時 30 分までに総務課へ報告	（休日の場合は翌日）
点　検　表	毎日８時 30 分までに総務課へ報告	（休日の場合は翌日）
運　転　日　報	毎日８時 30 分までに総務課へ報告	（休日の場合は翌日）
アルコールチェック表	毎日８時 30 分までに総務課へ報告	（休日の場合は翌日）
往診料算定に係る運転記録	患者搬送の都度、医事・診療情報管理課へ報告	（休日の場合は翌日）

(2)予定表を前月までに提出すること。

(3)受託業務のローテーション表を、７月１日及び変更があったとき提出すること。

16　引継ぎ

(1)受注者は、契約の終了又は解除により発注者が他者へ業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、標準作業書（マニュアル）を発注者に提供すること等により、当該業務に支障のないよう発注者に協力しなければならない。また、業務に支障が生じる恐れがある場合には、契約期間終了後も柔軟に対応しなければならない。

(2)前項の引継ぎにあたり、１回以上は模擬運行をすること。

(3)新たな本業務の受注者は、前２項に関わらず、発注者と協議の上、契約始期前に、一定期間当センターへ来所し、適宜円滑な業務引き継ぎ及び業務継続に資するよう、見学・打ち合わせ等を行うこと。

17　その他

医療法施行規則第９条の 11 の要件を満たすこと。

様式１

令和　　年　　月　　日

車両管理責任者及び車両管理者選任届

神奈川県立こども医療センター総長殿

（届出者）
住所：
職・氏名　　印

次表記載のとおりお届けします。

区　　分	氏　　名	生年月日	運転免許種別	取得年月日	緊急自動車の運転経験
車両管理責任者					あり・なし
整備管理者					あり・なし
車両管理者					あり・なし

（緊急自動車の運転経験が「あり」の場合は従事していた所属事業所の雇用主による証明書を添付すること。）

○上記のうち「患者搬送乗務員適任証」の交付を受けている者

○上記のうち「普通救命講習」を受講している者

○上記のうち「上級救命講習」を受講している者

○上記のうち「救急運行経験」が３ヶ月以上ある者

○上記のうち「新生児救急搬送経験」が３ヶ月以上ある者

○「大型バス運転経験」が１年以上ある者

様式２

緊急自動車運転業務従事歴証明書

氏　　名：

生年月日：　年　月　日

標記の者は次のとおり緊急自動車の運転業務に従事していたことを証明する。

緊急自動車の種別

運転業務従事期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

通算（満）　　年　　ヶ月

令和　　年　　月　　日

（証明者）

住所：

職・氏名：　　印

別紙１

救急車始業点検と同時に行う車内点検について

救急車の始業点検と車内点検については、別表１の点検表を用いて実施すること。

１　酸素ガス関係の点検（以下について、点検表の１で点検する。）

(1)　酸素ボンベ(黒)：少なくとも１本が残量 75mmHg 以上を確認する。

(2)　空気ボンベ(灰)：上記同様に残量確認する。

(3)　搬送用酸素ボンベ：上記同様に残量確認する。

(4)　携帯用酸素ボンベ：上記同様に残量確認する。

(5)　アクアパック(車載２ヶ所、搬送用保育器１ヶ所)：水が残っていることを確認しキャップをしめる。

２　電気関係の点検（以下について、点検表の１で点検する。）

(1)　車内蛍光灯、スポットライト等の点灯確認。

(2)　コンセントの接続確認(各 No.のついたコードとの接続を確認する。)

ア　搬送用保育器：電源および器内温 35 度が保たれているか確認。

イ　携行用保育器：電源が保たれているか確認。

ウ　輸液ポンプ：電源が保たれているか確認。

エ　電動吸引器：起動させ吸引圧のかかることを確認。

オ　搬送用モニター(２種)：充電用コンセントの接続を確認。

カ　携帯吸引器：充電用コンセントの接続を確認。

キ　電動ストレッチャー：バッテリーの充電及び動作の確認。

３　救急車備品の点検

車載医療備品等については、必要に応じて担当医師に確認の上、点検する。

４　点検内容の報告

すべての点検が終了したら点検表を当日中、夜間・休日の場合は翌日朝に総務課へ提出する。

別表１

点検表

１　酸素ガス関係の点検

No.	備品名	点検項目	点検欄
1	酸素ボンベ（黒）	少なくとも１本が残量75mmHg以上	
2	空気ボンベ（灰）	少なくとも１本が残量75mmHg以上	
3	搬送用酸素ボンベ	少なくとも１本が残量75mmHg以上	
4	搬送用空気ボンベ	少なくとも１本が残量75mmHg以上	
5	アクアパック （車載２ヶ所、 搬送用保育器１ヶ所）	水が残っていることを確認し、キャップをしめる	

２　電気関係の点検

No.	備品名	点検項目	点検欄
1	車内蛍光灯、 スポットライト	点灯するか確認	
2	搬送用保育器	電源および器内温３５度が保たれているか確認	
3	携行用保育器	電源が保たれているか確認	
4	輸液ポンプ	電源が保たれているか確認	
5	電動吸引器	起動させ吸引圧のかかることを確認	
6	搬送用モニター（２種）	充電用コンセントの接続を確認	
7	携帯吸引器	充電用コンセントの接続を確認	
8	電動ストレッチャー	バッテリーの充電及び動作の確認	

３　救急車備品の点検

No.	使用した備品の有無	使用備品名	補充済点検欄
1			

No	期限切れの備品の有無	期限切れ備品名	補充済点検欄
2			

No	点検項目	点検欄
3		

点検　　年　　月　　日　㊞

別紙２

救急車出動要請を受けた際の手順について

１　出動要請
平日昼間は総務課から、夜間および休日は担当医師から出動要請する。
　　要請を受けた際は、行き先施設(電話番号)と出動時間を確認する(新生児科以外
からの要請の場合は成人用搬送台車の必要性も確認すること)。

２　出動準備(要請後 15 分を目安に車を玄関に待機させる)
(1)要請を受けたら直ちに救急車を始動し暖機させる。
(2)暖機の間に行き先施設の所在地とそこまでの道順を確認する(詳細が不明の場合は、行き先施設へ直接問い合わせる)。
(3)車内準備
ア　酸素及び空気ボンベのバルブを開放する（医師の指示による）。
イ　必要に応じて成人用搬送台車と入れ替える。
ウ　車室内の空調を設定する。
(4)上記準備が整い次第、車を救急玄関に移動させて待機する。

３　担当医師及び看護師が乗車したら、再度行き先施設を確認した上で出動する。

４　先方施設へ到着したら、搬送用保育器を降ろし易い場所へ停車させる。
搬送用保育器を車内から降ろし、必要物品の運び出しを介助する。

５　施設内まで搬送用保育器の運搬を介助し、患者の収容が終わるまで待機する。
　　なお、指示があれば車内待機し患者受け入れの準備をする。
また、三角搬送の場合は、運び先施設を確認し待機中に道順を検討しておく。

６　患者搬送の前後は手指のアルコール消毒を行い、患者を収容する際は、出来る限り振動させないよう搬送用保育器及びストレッチャーを救急車に積み込み、所定の位置に可能な範囲で固定し安全に配慮する(特に処置しながらの積み込みには注意すること)。

７　医師が準備を整える間に患者の家族に当センターへの道順を手渡す。
その際、救急車の追走は厳に慎むよう言い伝える。

８　患者搬送

(1)医師の指示を受けてから発車する。

(2)安全な搬送を第一とし、必要以上のスピードを出すことは求めない。

(3)医師から患者処置のために停車を指示された際は、迅速に安全な場所に一時停車させる。場合により指示があれば処置を介助することもあり得る。

(4)家族が追走してきた場合は、一時停車させて追走を止めるよう指導する。

９　センター帰着

（1）　以下の点を医師に確認した上で搬送用保育器を降ろす。

ア　搬送用保育器の架台緩衝装置が前後とも下げられていること。

イ　酸素チューブ、モニターコード類が救急車に接続されていないこと。

ウ　搬送用保育器の電源コードがはずされていること。

(2)医師とともに患者を乗せた搬送用保育器を NICU 病棟まで運搬する。
携帯酸素ボンベを使用した場合はそれらも一緒に運搬する。

(3)患者の病棟搬入が済むまで病棟入口で待機する。

(4)搬送用保育器からモニター２種を取り外し、準備された消毒済み搬送用保育器及びストレッチャーに付け替える。また、使用した携帯酸素ボンベも新しいものと交換する。

(5)消毒済みの各機材を救急車に積み込み、格納庫へ戻る。

(6)車室内の電源類や備品類を確認し、各ガスボンベのバルブを閉鎖する。また、ごみ箱にごみが残っていれば廃棄する。

※なお、救急車の出動にあっては、道路交通法第 39 条、道路交通法施行令第 13 条及び第 14 条を遵守すること。